上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、まちなか居住を推進するため、空き家を賃貸により利活用することを希望する所有者に対し、空き家のリフォーム工事に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第

５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。

⑵　町家　雁木通りに接している住宅（集合住宅を除く。）をいう。

⑶　空き家マッチング制度　まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。

⑷　空き家情報バンク　本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成２８年５月２日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和４年１０月４日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。

⑸　まちなか居住推進地区　上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和４年４月１日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。

⑹　補助対象区域　高田区内のまちなか居住推進地区の区域をいう。

⑺　施工業者　次のいずれかに該当する住宅関連業者で、住宅のリフォーム工事を施工するものをいう。

ア　市の区域内に本社（個人事業主にあっては、主たる事務所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者

イ　市の区域外に本社を有する住宅関連業者で、当該住宅の建築の際に工事を施工したもの（元請業者に限る。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　補助対象区域内に空き家を所有していること。

⑵　市税を完納していること。

⑶　補助金交付後、１０年以上賃貸物件として活用する意思を有すること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者に発注して実施する賃貸用リフォーム工事のうち、当該工事に要する費用が５０万円以上のもので、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

⑴　必須工事　耐震補強工事又は防火・耐火工事

⑵　任意工事　次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事

ア　空き家の一部の改築、増築又は減築工事

イ　外壁工事、屋根工事その他空き家の耐久性を高める工事

ウ　バリアフリー化、システムキッチン、床暖房等の設置その他空き家の居住性を良好にするための工事

エ　ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置その他空き家の衛生上必要な工事

オ　その他市長が必要と認める工事

２　前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用から次に掲げる費用を減じて得た額とする。

⑴　設計に要する費用

⑵　外構工事に要する費用

⑶　補助対象事業の実施に伴い購入する家電製品、家具等（設置に工事を伴わないもの及び軽微な工事で設置できるものに限る。）の購入費用

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

⑴　町家の賃貸用リフォーム　１００万円

⑵　町家以外の空き家の賃貸用リフォーム　７０万円

２　前項の規定にかかわらず、上越市下水道条例（昭和６３年上越市条例第３１号）第２条第９号に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）を設置する場合は、排水設備の設置に要する費用に３分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、３０万円を限度とする。）を加算した額とする。

３　補助金の交付は、一の空き家につき１回を限度とする。

（交付申請等）

第７条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、工事を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　誓約書（第２号様式）

⑶　資産証明書その他空き家の所有者が分かる資料

⑷　補助対象事業に係る見積書の写し

⑸　施工内容が分かる図面等

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決

定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交

　決定

付　　通知書（第３号様式）により通知するものとする。

　却下

（変更申請等）

第８条　補助事業者は、前条の補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）事業内容変更承認申請書（第４号様式）に同条第１項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の３月１５日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し

⑵　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式及び第４号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式及び第４号様式に相当する様式として使用することができる。

第１号様式（第７条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所

　　　　　　　　　氏 名

　　　　　　　　　電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 施工内容（□にレ点を記入してください。） | ☑ 必須工事（次の①及び②のうち、該当する工事にレ点をつけ、工事の内容を記入してください。）① □ 耐震補強工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）② □ 防火・耐火工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 任意工事（次の①から⑤のうち、必須工事とあわせて実施する工事にレ点をつけ、内容を記入してください。）① 空き家の一部の　□ 改築　□ 増築　□ 減築（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）② □ 外壁工事　□ 屋根工事　□ その他空き家の耐久性を高める工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）③ □ バリアフリー化工事　□ システムキッチン、床暖房等の設置工事 □ その他空き家の居住性を良好にするための工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　）④ □ ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事□ その他空き家の衛生上必要な工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）⑤ □ ①～④以外の工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　） |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税を含む）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 施工予定期間 | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支 | 収　　　入 | 支　　　出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　位置図□　誓約書（第２号様式）□　資産証明書その他空き家の所有者が分かる資料□　補助対象事業に係る見積書の写し□　施工内容が分かる図面等 |

※印欄は補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入し

てください。

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

|  |
| --- |
| まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、　　　　　　　　課の職員が次の公簿等を閲覧し、又は確認することを承諾します。⑴　納税状況⑵　市の他のリフォーム等助成制度の活用状況申請者　　　　　　　　　　　　　　　　 |

第２号様式（第７条関係）

誓　約　書

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）の申請に当たり、関係法令及び上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

⑴　補助金交付後、１０年以上賃貸物件として活用する意思を有すること。

⑵　補助金を暴力団の活動に使用しないこと。

⑶　補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。

⑷　上記事項（⑴を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を

取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第３号様式（第７条関係）

決定

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付　　通知書

却下

第　　　　　号

年　　月　　日

　 　　　　　　様

上越市長

年　　月　　日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家

とおり決定

の賃貸用リフォーム支援）の交付について、次の　　　　　　　　　したので通知します。

理由より申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定 | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　　日付けによる交付申請書記載のとおりとする。２　この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。３　上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）交付要綱に従うこと。 |
| 却下 | 理由 |  |

第４号様式（第８条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）

事業内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所

　　　　　　　　　氏 名

　　　　　　　　　電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 変更内容 |  |
| 施工内容（変更後）（□にレ点を記入してください。） | ☑ 必須工事（次の①及び②のうち、該当する工事にレ点をつけ、工事の内容を記入してください。）① □ 耐震補強工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）② □ 防火・耐火工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 任意工事（次の①から⑤のうち、必須工事とあわせて実施する工事にレ点をつけ、内容を記入してください。）① 空き家の一部の　□ 改築　□ 増築　□ 減築（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）② □ 外壁工事　□ 屋根工事　□ その他空き家の耐久性を高める工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）③ □ バリアフリー化工事　□ システムキッチン、床暖房等の設置工事 □ その他空き家の居住性を良好にするための工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）④ □ ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事□ その他空き家の衛生上必要な工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）⑤ □ ①～④以外の工事（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　） |
| 施工予定期間（変更後） | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業費（変更後） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 事業収支（変更後） | 収　　　入 | 支　　　出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類（変更事項に関するもの） | □　位置図□　誓約書（第２号様式）□　資産証明書その他空き家の所有者が分かる資料□　補助対象事業に係る見積書の写し□　施工内容が分かる図面等 |

※印欄は補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入してください。

第５号様式（第９条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 補助対象事業の完了年月日 | 　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 事業費清算内訳 | 収　　　入 | 支　　　出 |
| 交付決定額 | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し□　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真 |

第６号様式（第１０条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

上越市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |